

(医療用)

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

訪問看護ステーション りんりん

株式会社 ルミナス

1. 指定訪問看護事業を提供する事業所の概要

(1) 事業者 事業所の名称	株式会社 ルミナス 訪問看護ステーション りんりん
(2) 管理者氏名	原田 美穂子
(3) 所在地 連絡先	福岡市東区松香台2丁目10-38 ブルーリゲル302号室 電話番号 092-775-1231 FAX 番号 092-776-7505
(4) 指定番号	4060390657

①事業の目的

訪問看護ステーションの看護師等がご自宅に訪問して、病気や障害のために支援を必要とされている方の看護を行い、心身の機能の維持回復を目指します。その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活が送れるように支援することを目的とします

②運営の方針

- ・指定訪問看護（以下訪問看護）は利用者の居宅においての自立した日常生活が送れるように療養上の目標を設定し、計画的に行います
- ・事業者自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を行います
- ・利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活が営めるように療養生活を支援し、心身機能の維持回復・社会復帰を目指します

2. 事業所の職員体制

	資格	常勤看護師	非常勤看護師
管理者	看護師	1名	
	看護師	1名	1名
	准看護師		
	作業療法士	1名	
	事務員		

3. サービス提供時間 (営業日○ 休業日×)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
8:30-12:00	○	○	○	○	○	×	×
13:00-17:00	○	○	○	○	○	×	×

※祝日及び12月31日から1月3日まで休業します

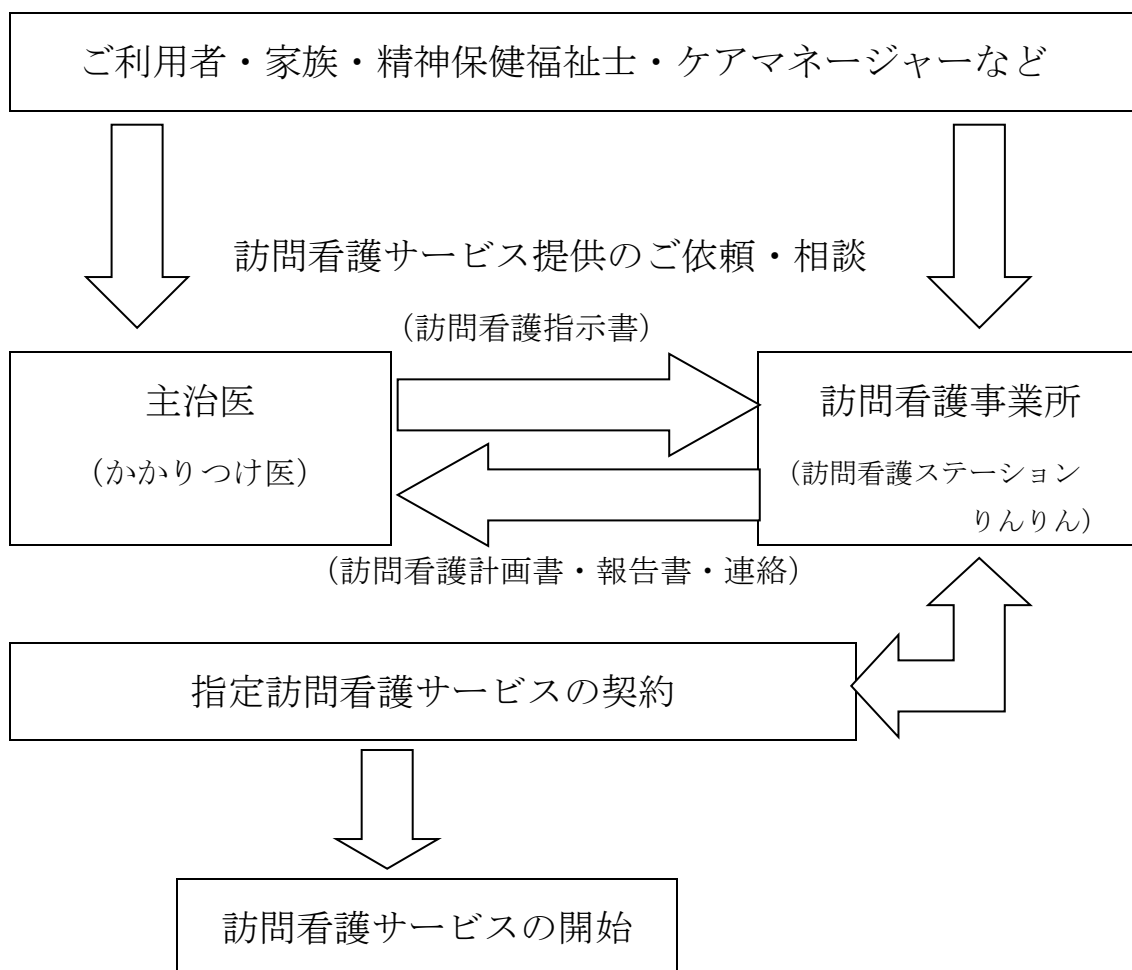
その他臨時休業日は事前にお知らせいたします

※緊急時、24時間連絡・対応が可能な体制があります

4. サービス提供地域

福岡市全域（離島を除く）、粕屋郡、古賀市です。その他の地域においては相談後、検討します

5. 訪問看護のお申込みからサービス開始までの流れ



- ①訪問看護ステーション、主治医、ケアマネージャー、その他のサービス担当者へご相談ください
- ②訪問看護利用の場合には主治医の指示書が必要です
- ③指示書を受け、事業者（訪問看護ステーションりんりん）と指定訪問看護サービスの契約を交わします
- ④契約の締結後、看護師は主治医の指示や利用者またはご家族のご意向を踏まえて訪問看護計画を作成しご説明いたします
- ⑤看護計画に同意をしていただけたらその計画に基づいて、サービスが開始されます

6. 指定訪問看護サービスの内容

- ①訪問看護計画書の作成、訪問看護報告書を作成します
- ②病状や心身の状況を観察します
- ③お薬が飲めているか確認し、副作用が出ていないか観察します
- ④日常生活で困っていることなどの相談に応じ必要な援助を行います
- ⑤療養生活や介護方法についての相談に応じます
- ⑥褥瘡の予防・処置・創傷処置など医師の指示による医療処置を行います

7. 緊急時・事故発生時の対応

- ①当事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な処置を行います。また事故の原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じます
- ②当事業所は、サービスに伴って事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います
- ③訪問看護を実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し、適切な対応を行います。また管理者の指示に従い、市町村当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡します

8. 個人情報の保護・秘密保持について

- ①当事業所の職員はサービスを提供する上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です

- ②当事業所は収集した利用者及びご家族の個人情報については、利用者及びご家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとします。また利用者及びご家族の個人情報の記録を、注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第3者への漏洩を防ぐための措置をとります
- ③当事業所は重要事項の説明をもって以下にあげる理由に限り、利用者及びご家族に関する情報を提供します
- ・要介護・要支援認定調査及び訪問看護サービスの内容について関係する都道府県、市町村、及び委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合
 - ・主治医等が訪問看護サービス計画の内容について情報を求めた場合
 - ・居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者の関係者が、サービス担当者会議等サービス提供上、情報を必要がある場合

9. 契約解除の条件について

- ①利用者が正当な理由なく利用料を3カ月以上滞納した場合は、当事業所は1カ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します
- ②当事業所の諸事由により、訪問看護サービスの提供が継続できなくなった場合は2カ月以内の文書による予告期間をもって契約の解除を行います。
- ③当事業所は契約解除を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村に連絡するなど必要な支援を行います

10. 契約の終了について

- ①利用者は当事業所に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の解約が出来ます
- ②当事業所は、利用者が正当な理由なく、または故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断した時は1カ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします
- ③その他次のいずれかの理由に該当する場合は契約を終了します
- ・利用者が入院、入所、転出、死亡した場合
 - ・利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
 - ・当事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
 - ・当事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合

11、虐待の防止

事業所は虐待の発生または再発防止のための対応を、以下の通りとします。

- 1 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置します。
- 2 「虐待のための指針」を整備します。
- 3 「虐待防止のための従業者に対する研修」を実施します。
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- 5 当時業者は、サービス提供中に、看護職員等または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村および関係機関に通報するものとします。

12、ハラスメント対策

事業所はハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとします。

- 1 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じます。
- 2 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 3 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発します。
- 4 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知します。

13、業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務開始を図るための計画（以下業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとしています。

14、訪問看護サービス利用料について

健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は医療保険料金表（別紙１）及び（別紙２）を参照ください。

＊（別紙１）については精神科訪問看護・自宅への個別訪問を中心とした料金です。

＊（別紙２）については精神科訪問看護及び一般の訪問看護を医療保険で利用する場合の主な費用を示したものです。実際の利用料は、訪問日数・時間・職種・同一建物の利用人数・各種加算・保険の自己負担割合・公費負担制度等により異なります。

平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和元年 10 月 1 日改訂

令和 6 年 6 月 1 日改訂

令和 8 年 6 月 1 日改訂

医療保険 料金表（別紙１）

精神科訪問看護・自宅への個別訪問を中心とした料金

１ 基本となる訪問料金

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） | 自宅への個別訪問・１日につき

訪問区分	医療費総額	１割	２割	３割
看護師・保健師・作業療法士／週３日目まで・３０分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同／週３日目まで・３０分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
同／週４日目以降・３０分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
同／週４日目以降・３０分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師／週３日目まで・３０分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
准看護師／週３日目まで・３０分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
准看護師／週４日目以降・３０分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
准看護師／週４日目以降・３０分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

訪問看護管理療養費・物価対応料

区分	医療費総額	１割	２割	３割
管理療養費／月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
管理療養費／月の２日目以降（１日につき）	3,010円	301円	602円	903円
物価対応料／月の初日	60円	6円	12円	18円
物価対応料／月の２日目以降（１日につき）	20円	2円	4円	6円

24 時間対応体制加算

区分	算定	医療費総額	1割	2割	3割
24時間対応体制加算（りんりんの届出区分）	月1回	6,520円	652円	1,304円	1,956円

2 よく利用する主な加算

項目	算定	医療費総額	1割	2割	3割	概要
精神科緊急訪問看護加算	1日につき	2,650円	265円	530円	795円	利用者等の求めに応じ、主治医の指示で緊急訪問した場合（月14日目まで）
長時間訪問看護加算	週1回等	5,200円	520円	1,040円	1,560円	特別指示による 90分を超える訪問
複数名精神科訪問看護加算	1日につき	4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等が2名で訪問した場合
精神科複数回訪問加算／1日2回	1日につき	4,500円	450円	900円	1,350円	対象者に主治医の指示で複数回訪問した場合
精神科複数回訪問加算／1日3回以上	1日につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円	対象者に主治医の指示で複数回訪問した場合
夜間・早朝訪問看護加算	1日につき	2,100円	210円	420円	630円	18～22時または6～8時に訪問した場合の代表額
深夜訪問看護加算	1日につき	4,200円	420円	840円	1,260円	22時～翌6時に訪問した場合の代表額
特別管理加算	月1回	2,500円	250円	500円	750円	特別な管理を要する状態。 重症度が高い場合は5,000円
退院時共同指導加算	退院時	8,000円	800円	1,600円	2,400円	医療機関等と共同して在宅療養に必要な指導を行った場合
医療DX情報活用	月1回	50円	5円	10円	15円	
ベースアップ評価料	月1回	1830円	183円	366円	549円	

3 訪問看護情報提供料

項目	算定	利用料	自己負担の目安		
			1割	2割	3割
訪問看護情報提供療養費	月1回	1500	150	300	450

4 そのほかの費用などについて

① 保険対象外となる利用料

サービス提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は医療護憲の対象外になりますので、医療護憲サービスの自己負担に以下の金額が追加されます

項 目	内 容	料 金
交通費	当事業所から片道10k m未満	無料
	当事業所から片道10k m以上片道1k mにつき（※1）	20円
キャンセル料	やむを得ない理由をのぞき連絡なきキャンセルの場合（1回につき）	300円

※1 例えば当事業所から居宅まで片道 12 k mの場合＝20（円）×20（k m）＝40 円

②サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話などの費用については利用者の負担となります。

③利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療などの公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

④訪問看護の実施は主治医から出される訪問看護指示書に基づくものですが、ご家族などからのご依頼により訪問看護を実施することが可能です。その場合は保険対象外となります。

令和 8 年 6 月 1 日施行